

第4号議案 2018年度事業計画

一 2018年度 基本方針

「我が事」「丸ごと」「地域共生社会」「ソーシャルワークの機能」ということばがあちこちに飛び交っている。それらの意味するところを必死に読み取る努力は惜しまないが、決して無批判的に受け入れている訳ではない。私たちも職能団体としての組織の在り方を、その変容を迫られている。

これまでどおり会員の皆様がそれぞれの立ち位置で社会福祉士としての実践力を培うことへの支援を惜しまないが、いまや10余りの各部・委員会を整理して会員の皆様がいつでも参加しやすい形を考えていく。

すでに日本社会福祉士会は、大きく権利擁護支援部、地域生活支援部、ソーシャルインクルージョン部というくくりで従来の委員会を内包する試みをおこなっているし、静岡県社士会でも新年度からあたらしい区分けで整理しようとしている。そのことが安定した事務局体制の維持へと結びつく両輪となる。

<2018年度 本部の重点目標>

- 1) 会員支援の充実
※地区ブロック・支部との顔の見える関係の構築やリニューアルホームページによる会員への情報提供（最新のものとおんデマンドサービス）
- 2) 研修事業の整理
※会員の資質向上と実践力強化のために研修内容の整理→認定社会福祉士へ
- 3) 社会福祉士養成校や他職種団体、関係機関との連携
※小・中・高への早期の福祉授業のすすめ、多職種団体との協働事業、特に実習指導者へのフォローアップ、権利擁護にかかる三士会での協働行動などで社会福祉士の実践力を示していく
- 4) 事務局体制の充実強化
※必要な事業が行える事務局体制の維持には、会費収入に対する人件費率60%、総収入に対する人件費率40%を目指す

【背景】

厚生労働省は、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について、社会的孤立、制度の狭間、サービスにつながらない課題等について、地域全体で支え合うことを目指して、分野別、年齢別に縦割りだった支援を当事者中心の「丸ごと」の支援とし、個人やその世帯の地域生活課題を把握し、既存の社会資源の活用及び資源開発を行い、多職種連携や住民主体の地域課題解決体制と連動し、必要な支援を包括的に提供する役割を担うことを求めている。

また、住民一人ひとりが、地域社会の構成員であるという意識を持ち、自身の身近な圏域に存在する福祉課題や表出されていないニーズに気付き、他人事を「我が事」として捉え、地域の課題の解決に向けてそれぞれの経験や特性等を踏まえて役割を分かち合うことを求めている。そのために、社会福祉士には、地域住民の問題意識の醸成や地域住民の強みの発見などのエンパワメントを支援するとともに、グループや組織等の立ち上げ及び立ち上げ後の支援、拠点となる場づくり、ネットワーキングなどを通じて地域住民の活動支援や関係者との連絡調整を行う役割を果たすことを求めている。

二 受託事業

1 <地域生活定着支援センター>

・三重県地域生活定着支援センターの運営方針

本年度においても地域生活定着支援センターの委託を県から受け、運営指針に沿って実施するが、具体的には事業は以下の方針で行う。

- 1) 特別調整や一般調整による保護観察所等からの依頼に積極的に応じる。また、不起訴等で釈放されるばあいの支援も可能な限り行う。
- 2) 面接や調査により矯正施設にいる時に当該対象者の理解と繋がりを築きスムーズな出所等対応をする。
- 3) 矯正施設退所後の生活が真に当該対象者に即したものとなるように、多様な生活のスタイルを実現できるように努める。
- 4) フォローアップ支援の向上に努め、矯正施設を出てからの生活安定を目指す。
- 5) 他の福祉支援機関や福祉行政機関等との連携を進めて、ネットワークを広げる。
- 6) 支援を通じて行政課題を明確にし、協議会等を通じて提議し、多方面にわたる行政課題の解決のために努める。
- 7) 関係機関や会員に向けた啓発事業を実施し、司法福祉分野に対する理解関心を持って頂けるよう努める。
- 8) 支援力向上のために人材育成に努め、安定したセンター運営を行う。

2 <特定相談事業所>

- 1) 昨年1年間で12件から22件に増えた。
予想通り月に1乃至2件の新規相談依頼が続いている。
- 2) 相談支援専門員が1人で対応しているが、今後の為、複数の支援相談員の体制を構築したい。

二 各委員会事業計画

1 <権利擁護センター ばあとなあみえ>

1 運営

- (1) 運営委員会の開催(月1回 第2土曜午前を基本とする)
- (2) 小委員会の開催(*家裁の依頼が多い場合 月1回 第4土曜午前を基本とする)
- (3) 日本社会福祉士会およびブロック主催会議への各担当者の派遣
- (4) 成年後見人候補者名簿登録及びばあとなあ保険業務

2 成年後見人の養成と推薦

- (1) 成年後見人材育成研修の実施（9月～12月）⇒今年度も引き続き愛知県に依頼
- (2) 成年後見人名簿登録研修の実施（1月）
- (3) 家庭裁判所への受任候補者名簿の提出と推薦
- (4) 名簿登録者への現状（受任可否）確認

3 成年後見人等の受任者の支援

- (1) 各地区担当者および個別支援者による受任者支援
- (2) ホームページ等を活用した情報共有の推進・ぱあとなあみえ広報誌の発行
- (3) 成年後見継続研修の開催（6月、2月）
- (4) 「事例検討会」の開催（6回）開催地（6地区）[別紙参照]
- (5) ぱあとなあ活動報告書チェックの実施（8月報告書⇒9月、2月報告書⇒3月）
- (6) 家裁との連絡協議会開催（予定）
- (7) 三重県司法書士会リガル・サポートセンターみえ支部主催の研修会への参加
- (8) 受任者支援体制の強化（相談会、個別支援、地区担当者からの支援）
- (9) 「成年後見実務様式集」の作成およびHP 登載

4 権利擁護及び成年後見制度に関する研究、普及活動の実施

- (1) 行政、地域包括支援センター等関係機関及び、三重弁護士会等関係団体との連携や協働による、成年後見制度利用促進の推進
- (2) 三重県司法書士会リガル・サポートセンター三重支部と成年後見無料相談会の実施
- (3) 関係機関及び関係団体への委員及び講師の派遣
- (4) 会員への研修情報の提供
- (5) 障がい者・高齢者の意思決定支援の研究
- (6) 県基金事業の受託
（申立支援研修、親族後見人支援研修、専門職後見人等の支援に関する研修）
- (7) 研修体系の研究（受任者向け研修、未受任者向け研修など）

2018年度の日程（予定）

日 程	場 所	内 容
4月14日（土） 10：00～12：00	社会福祉会館	運営委員会
5月12日（土） 10：00～12：00 5月13日（日） 13：30～	社会福祉会館 社会福祉会館	運営委員会 三重県社会福祉士会 講演 会・総会
6月 9日（土） 10：00～12：00 6月 9日（土） 13：30～16：30	社会福祉会館 社会福祉会館	運営委員会 継続研修①（研修会&地区別 会）

7月14日(土)	10:00~12:00	伊勢市	事例検討会①
7月14日(土)	13:30~15:30	伊勢市	運営委員会
8月11日(土)	10:00~12:00	伊賀市	事例検討会②
8月11日(土)	13:30~15:30	伊賀市	運営委員会
9月8日(土)	10:00~12:00	社会福祉会館	運営委員会
9月8日(土)	13:00~15:00	社会福祉会館	活動報告フィック委員会
10月13日(土)	10:00~12:00	桑名市	事例検討会③
10月13日(土)	13:30~15:30	桑名市	運営委員会
11月10日(土)	10:00~12:00	松阪市	事例検討会④
11月10日(土)	13:30~15:30	松阪市	運営委員会
12月8日(土)	10:00~12:00	社会福祉会館	運営委員会
12月15日(土)	10:00~12:00	尾鷲市	事例検討会⑤
2019年			
1月 日(土)	10:00~16:00	社会福祉会館	名簿登録研修
1月12日(土)	10:00~12:00	社会福祉会館	運営委員会
2月9日(土)	10:00~12:00	社会福祉会館	運営委員会
2月9日(土)	13:30~16:30	社会福祉会館	継続研修2(テーマ:)
3月9日(土)	10:00~12:00	社会福祉会館	運営委員会
3月9日(土)	13:30~15:30	社会福祉会館	活動報告フィック委員会
3月16日(土)	13:00~15:00	津地区	事例検討会⑥

※ 本部や県社会福祉士会の行事等により変更することがあります。

※ 必要に応じて、第4土曜日に小委員会を開催することがあります。

2 <生涯研修センター運営委員会>

- 1) 生涯研修事業の企画運営
- 2) 研修事業全体の調整
- 3) ブロック活動の推進
- 4) 基礎研修の企画・運営
- 5) スーパービジョン実施体制の確立
- 6) 専門研修(認証研修)の企画・運営

事業名	日時	会場
生涯研修センター運営委員会	第2土曜PM	三重県社会福祉会館
ブロック活動助成事業	基本助成：年1回 研修助成：3ブロック	—
ブロック代表者会議	9月・2月	三重県社会福祉会館
全国生涯研修委員会議	9月22~23日	東京

東海四県生涯研修担当者会議	7月・12月	名古屋
研修リーダー育成	未定	大阪
スーパービジョン運営委員会	年6回程度	三重県社会福祉会館
SVオリエンテーション	6月頃	三重県社会福祉会館
基礎研修運営委員会	第1月曜	松阪市民活動センター
基礎研修Ⅰ	9月9日・1月13日	三重県社会福祉会館
基礎研修Ⅱ	第3日曜	三重県社会福祉会館
基礎研修Ⅲ	第4日曜	三重県社会福祉会館
リーガルソーシャルワーク研修	未定	未定

3 <地域包括支援センター委員会>

- 1) 県健康福祉部長寿介護課からの受託事業として権利擁護支援事業研修会を企画運営することで、県内福祉関係者に権利擁護に関する啓発を行う
- 2) 県内市町・地域包括支援センターの虐待防止・対応に関する知識、技術の向上を目指す
- 3) 県内市町・地域包括支援センター等に所属する社会福祉士の連携推進、ネットワーク構築
- 4) 養護者・養介護施設従事者等による虐待対応に関する研修会の実施
- 5) 日本社会福祉士会主催のアドバイザー研修、及び講師予定者研修への派遣
- 6) 毎月定例の委員会を開催し、地域包括支援センターに関する課題と対策の検討を行う

事業名	予定日時	会場
三重県受託事業 権利擁護支援事業研修 ・市町管理職・担当職員研修	7月13日(金)午後	三重県吉田山会館
・専門研修(施設又は養護者による虐待対応)3日間	9月6日(木)、13日(木)、20日(木) (終日3日間)	三重県吉田山会館
・交流会	11月頃午後	三重県津庁舎
・事業所向け研修	2月28日(木)午後	三重県庁講堂
・虐待対応専門研修(アドバイザーコース)派遣	4日間	未定
・高齢者虐待対応標準研修(講師予定者研	2日間	未定

修)派遣		
定例委員会	原則毎月1回開催	アスト津

4 <高齢者・障がい者虐待防止委員会>

- 1) 高齢者・障がい者虐待防止（以下、「虐待防止」という。）を推進するため、三重県・三重弁護士会と定期的な連絡会議を開催し連携促進を図る。
- 2) 高齢者・障害者虐待防止チーム（以下、「チーム」という。）の活動を促進するため、チームに本会会員の社会福祉士を推薦する。また、各市町からチームに社会福祉士の派遣依頼があった時には、必要に応じて後方支援を行う。
- 3) 虐待防止に関する必要な知識と技術を修得するため、定期的に勉強会を開催する。

事業名	予定日時	会場
第三者委員会経験交流会 (連絡会議)	4月22日(土) 他未定 (年3回程度)	三重弁護士会館
高齢者・障がい者虐待防止力向上 研修	未定	三重県社会福祉会館
日本社会福祉士会主催会議・研修 (虐待防止アドバイザー研修等)	未定	未定

5 <子ども家庭委員会>

- ・児童福祉、教育、子ども家庭支援等に関わる会員一人一人の興味関心を尊重し、その資質や向上を図る為、会員自らが講師を務める研修会や学習会を開催する事や、外部の研修の情報を積極的に開示して学びの場の提供。
- ・児童福祉、教育、子ども家庭支援等に関わる会員相互の連携を深め、有機的なネットワークを構築すると共に、従来の委員会会員の活動への参加を促進・充実させていく。
- ・一般の方も対象とした啓発活動や研修会を11月の子ども虐待防止推進月間前後に実施する。(11月は祭りなどの地域の行事が多いので、10月実施)
- ・スクールソーシャルワーカーの現任者及び経験者に、自己研鑽と研修の機会を提供し、資質の向上と連携深めていく。
- ・子どもを取り巻く全ての環境に働きかけていく活動を目指し、問題提起するだけでなく、地域の関連団体や行政、教育関連等の外部組織との連携を深め、私達が地域で出

来る事を考え実行していく。

事業名	予定日時	会 場
子ども虐待防止 推進月間協賛事業	2018年10月 下旬予定	三重県社会福祉会館 或いは(松阪)他
定例委員会 (研修会、学習会を 兼ねる)	原則、毎月1回開催	アスト津3階 みえ県民交流センター
・民生委員との連携 ・生涯研修について ・子ども食堂等の地 域の活動への参加 ・子どもの貧困研究 会 等 ・会員が子どもと参 加出来る研修・行 事	不定期 年 2~3回	未定
スクールソーシャル ワ ー カーとの連携	(今後連携方向を考えていく)	

6 <障がい福祉委員会>

- ・他委員会、部会との連携により、活動を続ける予定にしている。

7 <医療福祉連携委員会>

- ・ 医療ソーシャルワーカーや介護支援専門員など、医療や介護の現場で相談職として働く社会福祉士の、資質向上と相互交流を目的とする研修会や交流会、事例検討会等を開催し、この場での連携を現場レベルでの連携に生かせるようにする。
- ・ 認定認証研修としての自殺予防ソーシャルワーク研修が開催できるように、準備、調整を進めて行く。
- ・ 福祉専門職を目指す学生が減少している、という実態を重く捉え、ソーシャルワ-

カーの社会的な地位や認識を高め、次世代にその魅力を伝え、人材を育成して行くために、医療ソーシャルワーカー、精神保健福祉士、介護支援専門員等が所属する各職能団体と連携し、研修 の開催や広報活動を積極的に行っていく。

事業名	予定日時	会 場	備考
3団体合同 ソーシャルワーカーデー 記念イベント	2018年 7月16日(月) 海の日	三重県社会福祉会館又は アスト津 など	
医療・介護の現場で働く相 談職のための交流会・事例 検討会(定例委員会を兼ね る)	6月～3月の間で 4回程度開催	三重県社会福祉会館	

8 <独立型社会福祉士支援委員会>

- 1 独立型社会福祉士支援委員会としての機能を高める組織体制を確立する。
- 2 委員会及び独立型社会福祉士実践報告会を開催し、独立型社会福祉士各々の活動を支援するため、意見交換や情報交換を行い、会員相互のネットワークを深めていく。
(実践報告会・研修会等は「独立型社会福祉士名簿登録更新研修」に準じた形式で開催する。)
- 3 他県士会の独立型社会福祉士支援委員会との情報交換や交流活動を行っていく。

事業名	日時	場所	予定人数
(運営委員会)			

第1回 委員会	2018年7月14日(土)	三重県社会福祉士会館 研修室(予定)	10名
第2回 委員会	2018年11月10日(土)	三重県社会福祉士会館 研修室(予定)	10名
第3回 委員会	2019年1月12日(土)	三重県社会福祉士会館 研修室(予定)	10名
(行事、研修会等)	2018年7月14日(土)	三重県社会福祉士会館 研修室(予定)	20名
第10回独立型社会福祉士 実践報告会&交流会	2018年(開催日未定)	(未定)	
第15回独立型社会福祉士 全国実践研究集会	2019年1月12日(土)	三重県社会福祉士会館 研修室(予定)	20名
第11回独立型社会福祉士 実践報告会&交流会			

(※開催日、会場は変更になる場合があります。)

9 <高齢者福祉委員会>

○活動方針・目的

- ① 高齢者福祉部会に所属する会員を中心に、会員同士の「交流、意見交換の場」を作り、それを通じて会の研修や活動へ参加・協力してくれる会員の掘り起こしにつなげる。
- ② 県からの受託事業の「介護施設等における権利擁護推進員養成研修」の企画、準備、運営の主担当となる(施設における権利擁護推進)。
を二つの柱とする。

○具体的活動内容

- ・活動方針・目的の①として、引き続き「SWカフェ」の定期開催を行う。開催にあたっては、津地区以外での開催(県内各地での出張開催)も検討していく。
- ・「介護施設等における権利擁護推進員養成研修」の受託に向けて取り組む。定員数と会場の見直しを行う。

- ・委員の打ち合わせは、原則毎月第3水曜の夜に定例開催。
- ・年度末にこれまでの「SWカフェ」の評価を行い、2019年度以降の活動企画を行う。

事業名	予定日時	会場
介護施設等における権利擁護推進員養成研修	2018年10月12日(金) 11月9日(金) 2019年1月18日(金)	三重県社会福祉会館講堂
SWカフェ	未定 (上期、下期にそれぞれ1回開催)	未定(開催地域による)
委員打ち合わせ	月1回第3水曜	アスト津交流スペース

10 <地域福祉・相談部会>

- ・他委員会、部会との連携により、活動を続ける予定にしている。

事業名	予定日時	会場
準備委員会 (会員が地域福祉について考える機会を持つ)	年6回程度開催	三重県社会福祉士会事務局 (予定)

11 <災害福祉委員会>

- ・災害発生後の初期動作から復興途中、活動終了に至るまでの被災地への会員の派遣について費用の一部を助成していく。
- ・東海四県との連携強化及び近隣県の先駆的機関、施設を視察することで、災害対策の連携強化を図る。
- ・有識者などの講演会等を開催し、災害対策についての気運や関心を高める。
- ・災害対策に向けての他関係団体、職能団体との意見交換会を行う。

事業名	予定日時	会場
3福祉士会の意見交換会	年2回(5月下旬、10月下旬、2月の土・日のいずれか)	三重県社会福祉会館他 (予約未)

先進機関・施設視察研修	8月頃（土曜日） 13:00～16:00	名古屋大学減災連携研究センター
東海四県災害対策担当者連絡会・実務者連絡会	9月頃（実務者連絡会）、3月頃（災害対策担当者連絡会） 14:00～17:00	愛知県社会福祉士会事務局
会員等向け研修会等	11月下旬 13:30～16:30	三重県社会福祉会館講堂（予約未）
災害時派遣助成事業	地震等自然災害発生事後（随時）	要派遣場所

◎日本赤十字社三重県支部との連携

12 <司法と福祉の委員会>

- 1 2ヶ月に1回程度、委員会を開催すること。
- 2 事例検討会等を開催すること。
- 3 当会のホームページ等で会員向け、一般向けの広報活動を行うこと。
- 4 会員、関係機関等を対象に研修会を開催すること。
- 5 日本社会福祉士会の移管研修であるリーガルソーシャルワーク研修を開催できる環境にすること。

事業名	予定日時	会場
定例委員会 （内部研修、学習会を兼ねる）	原則、隔月1回開催	三重県社会福祉会館3階研修室

<ul style="list-style-type: none"> • 他団体と連携する研修会 	<ul style="list-style-type: none"> * 不定期 	
<ul style="list-style-type: none"> • リーガルソーシャルワーク移管研修 	<ul style="list-style-type: none"> * 2019年2月 or 3月 	<ul style="list-style-type: none"> } 未定